

令和 2 年 4 月 8 日

銚田市立小中学校保護者 殿

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応について

保護者の皆様におかれましては、昨年度末の臨時休業に係る児童生徒の自宅待機、本年度始の学校再開につきまして深い御理解と御協力をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

さて、学校も児童生徒の新学年に対する希望いっぱいの中で再開したころではございますが、全国、茨城県での新型コロナウイルス感染者数は日々増加し、過日、首相により東京、神奈川など 7 都府県を対象とした緊急事態宣言がなされました。

そこで、本市では令和 2 年 4 月 6 日付け「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」で学校閉鎖等についてお示ししたところですが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染リスクに予め備える観点から、再度の臨時休業を実施することといたしました。

つきましては、保護者の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

記

1 小中学校の臨時休業について

(1) 臨時休業期間

令和 2 年 4 月 13 日(月)～令和 2 年 4 月 24 日(金)

※中学校の部活動については令和 2 年 4 月 11 日(土)～令和 2 年 4 月 26 日(日)まで活動休止とします。

(2) 臨時休業中の児童生徒の生活について

- 人の多く集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。
- 毎朝検温し、健康観察カードに記入してください。

(3) 臨時休業中の学校の対応について

① 家庭訪問等について

- 臨時休業中に学校職員(担任等)が家庭訪問を行います。
 - ・家庭での生活の様子や健康状態について確認します。
 - ・インターネットを活用した学習サイトである「ジャストスマイル(小学校)」, 「eライブラリ(中学校)」の ID カードを配付します。
 - ・感染防止の観点から、玄関先での対応をお願いします。

② 臨時休業期間中の主な居所について、金曜までに確認を行います。

※ 学校においての面談等を希望する場合は、学校に相談願います。

(4) 学習について

- 各学校で準備した学習教材(プリント等)を活用した家庭学習をお願いします。
- インターネット上の「子供の学び応援サイト」, 「学びを止めない未来の教室」, 「ジャストスマイル(小学校)」, 「eライブラリ(中学校)」の積極的活用をお願いします。利用方法については学校から案内があります。
- 学校再開後に家庭学習の提出により、個別の指導を行います。

(5) 緊急連絡について

- 臨時休業中(土・日曜は除く)に、緊急に連絡したいことがありましたら学校まで連絡願います。

2 その他

- 保護者の皆様には、急な御対応をお願いいたします。小学校児童の自宅待機について不安や困難がある場合には、各学校に御相談をお願いいたします。